

北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則

北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則（平成19年北上市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 高等職業訓練修了支援給付金 政令第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び政令<u>第31条の9第1項</u>に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。</p> <p>（高等職業訓練修了支援給付金の支給手続）</p> <p>第5条 高等職業訓練修了支援給付金の支給の対象者は、政令<u>第29条（政令第31条の9第2項）</u>で準用する場合を含む。）に規定するもののほか、前条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 高等職業訓練修了支援給付金 政令第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び政令<u>第31条の10第1項</u>に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。</p> <p>（高等職業訓練修了支援給付金の支給手続）</p> <p>第5条 高等職業訓練修了支援給付金の支給の対象者は、政令<u>第29条第2項（政令第31条の10第2項）</u>で準用する場合を含む。）に規定するもののほか、前条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。